

アスモ新聞はアスモのホームページ www.asumo-kaigo.jpからもご覧になれます。
上記のアドレスか【在宅介護センター・アスモ】で検索してください。
「人に喜ばれる仕事を！」のアスモは、
みなさまとの新たな出会いをお待ちしております。

「ひよっこりひょうたん島」



先日、ある先輩経営者と食事をした際、昔話に花が咲きました。先輩は子供の頃、「ひよっこりひょうたん島」という番組が大好きだったと…。私は番組の内容まではよく覚えて

代表取締役 花堂浩一 いませんでしたが、「ひよっこりひょうたん島」の歌詞は今でも鮮明に覚えており、改めてメロディーを口ずさんでみると懐かしさとともにあたたかいものを感じ、いろいろ調べてみました。

「ひよっこりひょうたん島」は昭和39年春～昭和44年の春までの月曜日～金曜日まで毎日15分NHKで放映された、ミュージカル形式の人形劇でした。放映回数は1224回。子供たちとサンデー先生が遠足に行ったひょうたん島がひょうたん火山の噴火活動により海原へ流れ出てしまいます。子供たちとサンデー先生が島で暮らすようになり、島を訪れた様々な登場人物によって奇想天外な事件が起きるといったストーリーです。

ひよっこりひょうたん島

波を ちゃぶちゃぶ ちゃぶちゃぶ かきわけて (ちゃぶ ちゃぶ ちゃぶ)
雲を すいすい すいすい 追い抜いて (すい すい すい)
ひょうたん島は どこへ行く ぼくらを乗せて どこへ行く ウー ウー
丸い地球の 水平線に 何かがきつと 待っている
苦しいことも あるだろさ 悲しいことも あるだろさ
だけど ぼくらは くじけない 泣くのはいやだ 笑っちゃおう 進め
ひよっこりひょうたん島 ひよっこりひょうたん島 ひよっこりひょうたん島

原作は井上ひさし氏と山元護久氏の共同作。スタート当初、議論がまとまらずに、一度同じ釜の飯を食おうということで3ヶ月間共同生活をします。結果、阿吽の呼吸でお互いのことが理解できるようになります。そして、そこで2人だけのルールも出来上がっていききました。

例えば、番組の評判がいいときに、「これは私が書いた」と言わないこと。ディレクターからどうしてこんな下手な絵が書けるのと言われたときに、「これは彼が書いた」と言わないこと。と共同戦線をはったのでした。

そんな二人の共同作品は、喧嘩したり仲直りしたりしな

がらもここで生きていかなければならない、と島の仲間が互いの個性を認め合い、しっかりコミュニティを形成していくためにルール作りをする場面に通じます。

そんな「ひよっこりひょうたん島」でしたが、スタートから半年間は視聴率も低迷していたようです。

しかし、番組にある女性視聴者から一通の手紙が寄せられます。九州の炭鉱が閉山となり、生活に困った一家が心中するこ



とを決意して、最後の食事をするようになります。しかしその食事をしているまさにその時、ひょうたん島のドン・ガバチョが歌う「未来を信じる歌」がテレビを通じて映しだされます。

…「今日がだめでも明日がある、明日がだめでも明後日があるさ」と流れてきます。それを見たお父さんが、突然ぼろぼろと涙を流します。そして家族に詫言、心中を留まったとのお手紙でした。そんな手紙を見て二人は、この番組を必要としてくれる人が一人でもいる限り、精一杯作り続けようと作品作りに没頭します。

現代に生き続ける「ひよっこりひょうたん島」はこのようにして視聴者に励まされてできた作品だったのです。

私たちの生活している国、地域や職場は多少の経済成長では少子高齢化を乗り切れない状況に陥っていると言えます。今こそ「ひよっこりひょうたん島」のコミュニティをお手本として、職場でも地域でも支え合いを意識していきたいものです。中野区では今年より地域包括ケアが本格的にスタートし、総合事業が開始されます。これは壊れたコミュニティを昔のように復活させる作業に他ならないのです。我々も、皆さまの手助けになれるよう、一生懸命お手伝いして行きたいと考えています。



こんにちは。相談員の小川です！

今回は、有料老人ホームの「入居金」について、知っておくべきポイントを説明します。



- ▼ **初期償却** ・ ・ **入居時に償却される金額**
- ▼ **償却期間** ・ ・ **初期償却後の残金を完全に償却するまでの期間**
- ▼ **返還金** ・ ・ ・ **償却期間内に退去した場合に未償却の残金が返金される**

上の言葉は、意味を知っておくといいですよ。

下の図は、返還金の仕組みを表にしているのので、参考に見て下さい。



入居金を払っても、途中で退去した場合は、返還金があるという事ね！

そのために、各ホームの初期償却、償却期間を知っておくべきね！

例：【入居一時金】 1,000万円【初期償却】 30%【償却期間】 5年（60ヶ月）

入居一時金		初期償却	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
1,000万	償却額	300万	440万	580万	720万	860万	1000万
	返還額	700万	560万	420万	280万	140万	0円

居宅介護支援

日に日に寒さが増し、冬の足音がすぐそこまで聞こえてきました。冬支度に向けて、厚手のコートや暖房器具なども準備し始めている皆さんも多いと思います。そこでゆっくりとくつろぐ事ができ、これから大活躍するコタツについてですが、新聞や本を読んだり・・・みかんを食べたり・・・一度足を踏み入れたら最後、居心地が良くその気持ちよさについてウトウトとしてしまう方も多いのではないのでしょうか??

そうなる問題になってくるのがコタツに入った時の姿勢です。どうしても前かがみとなり、肩こりや腰痛が出現し、自然と姿勢が悪くなってしまいます。だからと言って姿勢の事ばかりを気にしては、コタツでくつろぐのは難しいですね。

対策としてクッションや座椅子を使う方法があります。ただクッションだけだと、座りやすくはなりお尻の負担は減りますが、長時間座っていると上半身を支えている腰への負担は大きくなります。そのため出来れば座椅子を使用し、深く腰掛けて背もたれを利用しながら体重を分散するのが腰痛予防となり負担が減るそうです。

同じ姿勢を長く続けず、適度に姿勢を変えるか、背伸びをしたり意識して身体を動かす努力が大事！

コタツに入って眠くなってきたら、寝室へ行って布団やベッドで休むように心がけましょう。「自分の事を自分で！！」体調管理をしっかりして、十分な睡眠をとりましょう。

介護支援専門員 西尾 淳



たんぽぽ介護

日常生活の注意点と足のトラブル



* 低温やけどを起こさないように

神経障害があると、温度感覚が鈍り、低温やけどを起こしやすくなります。

お風呂だけではなく、こたつやヒーターなどは温度調節に十分注意して使いましょう。

就寝時に足が冷える場合、湯たんぽ等は使用せず靴下を履いて寝ましょう。

* 入浴時の注意点

肘で湯加減を確かめ、やけどをしないように注意しましょう。長時間の入浴はやめましょう。

足がふやけると傷つきやすくなります。

乾燥しやすい方は、入浴後に保湿剤をぬりましょう。

* 足の乾燥を防ぎましょう

足の乾燥を防ぐために、入浴後や足を洗った後は、ローションや保湿剤をぬりましょう。

足の指の間は、入浴後よく拭き取って乾かしましょう。



ご利用者さまの作品

林見コヨシ様

中野区上高田在住
昭和18年生まれ

4年前骨折して入院している時、娘さんが持ってきてくれたぬり絵を始めたのがきっかけで今では一日5~6時間描いています。

林見様

素敵なお作品ありがとうございました



クイズ脳トレ

線でつなぎましょう!

2	•	•	÷2	•	•	=1
4	•	•	×2	•	•	=7
5	•	•	+2	•	•	=8

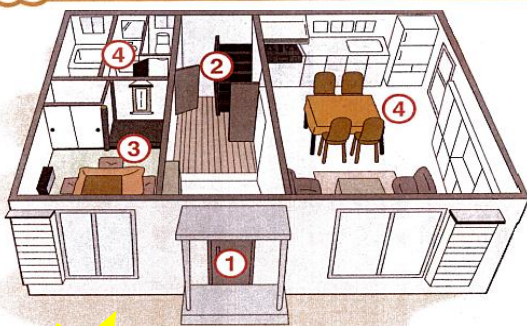
福祉用具レンタル・販売 住宅改修



こんにちは！福祉用具相談員の佐藤英郎です。

今回は、ご高齢者の転倒予防についてお話しさせていただきます。**転倒は重い骨折につながりやすく、要介護の状態や寝たきりの生活に直結しがち**です。転倒予防のため、ご自宅で注意すべきチェックポイントや、転倒の危険性が高くなる行動についてまとめましたので、参考になさってください。

知って安心! 転倒予防のための自宅チェックポイント



1 玄関

- ・段差が大きいかまち
- ・滑りやすい玄関マット
- ・手すりがない
- ・整理されていない靴

2 階段

- ・手すりがない
- ・暗い照明
- ・踏み面が狭い
- ・最後の段と床の境目がわかりにくい

3 居間・寝室

- ・カーペットの端
- ・滑りやすい座布団
- ・コードやケーブル類
- ・不安定な家具、イス
- ・暗い照明

4 台所・トイレ・浴室

- ・濡れた床
- ・入口の段差
- ・スリッパの使用
- ・暗い照明
- ・深い浴槽

注意!

こんな行動をする人は転倒の危険性が高い

- ・突発的な行動をする人
- ・興奮して動き回る人
- ・介護援助、看護援助に抵抗する人
- ・危険に対して意識せずに行動する人
- ・指示に従わず、1人で歩行、トイレ、移乗しようとする人

- ・実際にはできないのに、歩行、立ち上がり、移乗などを自分でできると思って行動する人
- ・車いすの姿勢バランスが崩れる人
- ・尿意、便意を感じると、突発的にトイレに行こうとする人

介助や見守りが必要な高齢者でも、「自分でできる」という思い込みがあったり、「できる限り自分でやりたい」という気持ちがあつると、危険な行動を伴い、転倒に至る場合があります。日頃から注意しておきましょう。

暮らしと相続

平成27年1月から、相続税および贈与税のルールが大幅に変わり、課税対象となる方々が増える見込みです。当社にもいくつかお問合せがあったことで、専門家のご意見をお聞きし共に勉強していきたいと思い、平成27年3月号の紙面より、「暮らしと相続の相談窓口」を運営されている相続法務 成城事務所の門脇紀彦先生に記事連載のお願いをいたしました。

Q:
相続対策で生命保険を活用する方法があると聞いたのですが、どのような場合ですか？

A:
一時払い生命保険を相続税対策で有効に活用すると、次のような効果があります。

①円満な財産分与、②納税資金の確保、③相続税の節税

生命保険の受取金は、相続財産ではなく受取人固有の財産として扱われます。相続人の中でより多く遺産をあげたい方がいる場合に有効です。また、相続税基礎控除の他に相続人の人数×500万円の特別控除があります。生命保険に加入していない方や加入しているけどまだ特別控除の限度額まで余裕がある場合に有効です。入院や手術があっても加入できる生命保険もあります。

相続税対策に有効活用できる生命保険の種類は、金融情勢の影響で取り扱う会社が徐々に減ってきている状態です。早めの対応が大切になってきます。

ご相続の生前対策についてのお問い合わせはこちらにご連絡ください。
「アスモさんの紹介で」と言っていただくとご相談は無料になります。



東京都世田谷区祖師谷3丁目4番7号伊地智ビル1階
「暮らしと相続の相談窓口」
相続法務 成城事務所
東京司法書士会世田谷支部 支部長 門脇紀彦
電話03-5429-1096

コラム

HCA 国際福祉機器展 Int. Home Care & Rehabilitation Exhibition

H.C.R.は、ハンドメイドの自助具から最先端技術を活用した介護ロボット・福祉車両まで世界の福祉機器を一堂に集めた、アジア最大規模の国際展示会です。今年も、10月12～14日の日程で東京ビッグサイトに開催され、佐藤と花堂が参加してきました。

17か国1地域から527社(国内457社、海外70社)の出展があり、各企業の担当者と直接意見交換できる貴重な機会となっています。また、海外の福祉制度・施策に関する国際シンポジウムや、ご利用者・ご家族・福祉関係者向けのセミナーも開催されました。

福祉用具を実際に触って体験し、最新の福祉機器の動向を確認することができました。これから、より一層質の良いサービスを提供できるよう、この展示会で得られた経験を生かしていきたいと思っております。



ケアプラン作成

在宅介護センター・アスモ
TEL 03-5318-4007
FAX 03-5318-4008

訪問介護

たんぽぽ介護
TEL 03-5318-5731
FAX 03-5318-4008

福祉用具レンタル・
販売・住宅改修

在宅介護センター・アスモ
TEL 03-5318-4007
FAX 03-5318-4008

有料老人
ホーム紹介

シニアハウスコム
TEL 03-5318-4017
FAX 03-5318-4008

明日も笑顔
アスモ

発行所 株式会社アスモ 〒165-0026 東京都中野区新井1丁目26番4号-2F